平成２２年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番14号　レオ武庫之荘102号
債務者　櫃田　文子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３５号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目13番７号睦月荘212号、前住所大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番104―203号
債務者　廣兼　幸信
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０８号
兵庫県西宮市仁川町２丁目１番21―215号
債務者　米田　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市開明町２丁目34番地の１ハイツアルペン開明405、前住所地兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号プリエール尼崎407
債務者　奥野　昭哲
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５３号
兵庫県尼崎市常松１丁目18番７―107号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町７丁目２番３号ロイヤルメゾン塚口８―403号
債務者　岩代　祐也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番９―306号
債務者　児玉　香理
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７２号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目12番９号　藤グリーンビル202号
債務者　永井　政明
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８５号
兵庫県姫路市延末156番地５
債務者　宮崎　日本
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９０号
兵庫県姫路市緑台２丁目３番５号、従前の住所兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３
債務者　木村　貴志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒340番地31
債務者　釣　　好伸
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０９号
兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34―504号クリーンピア東今宿
債務者　博多　葉子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８２号
名古屋市千種区星が丘元町２番９号　星ケ丘マンション901号、申立時の住所奈良市恋の窪東町140番地の12　イマジンビル401号
債務者　松岡　治夫
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
鳥取県鳥取市国府町奥谷３丁目305番地１コーポアルファⅡ　106号、旧住所鳥取県鳥取市面影２丁目20番27号
債務者　白石　祐加
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市布勢551番地10
債務者　田中ちよみ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市若葉台南２丁目４番11号
債務者　細田美津子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０７号
鳥取県鳥取市天神町67番地２　ふそうマンション天神７号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字牧谷690番地107
債務者　川﨑　一繁
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目３番12―114号　ひばり丘団地54－６―114号
債務者　大野　正次
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　鳥取地方裁判所民事部